

(仮称) 水戸市女性の職業生活における活躍推進計画の策定について

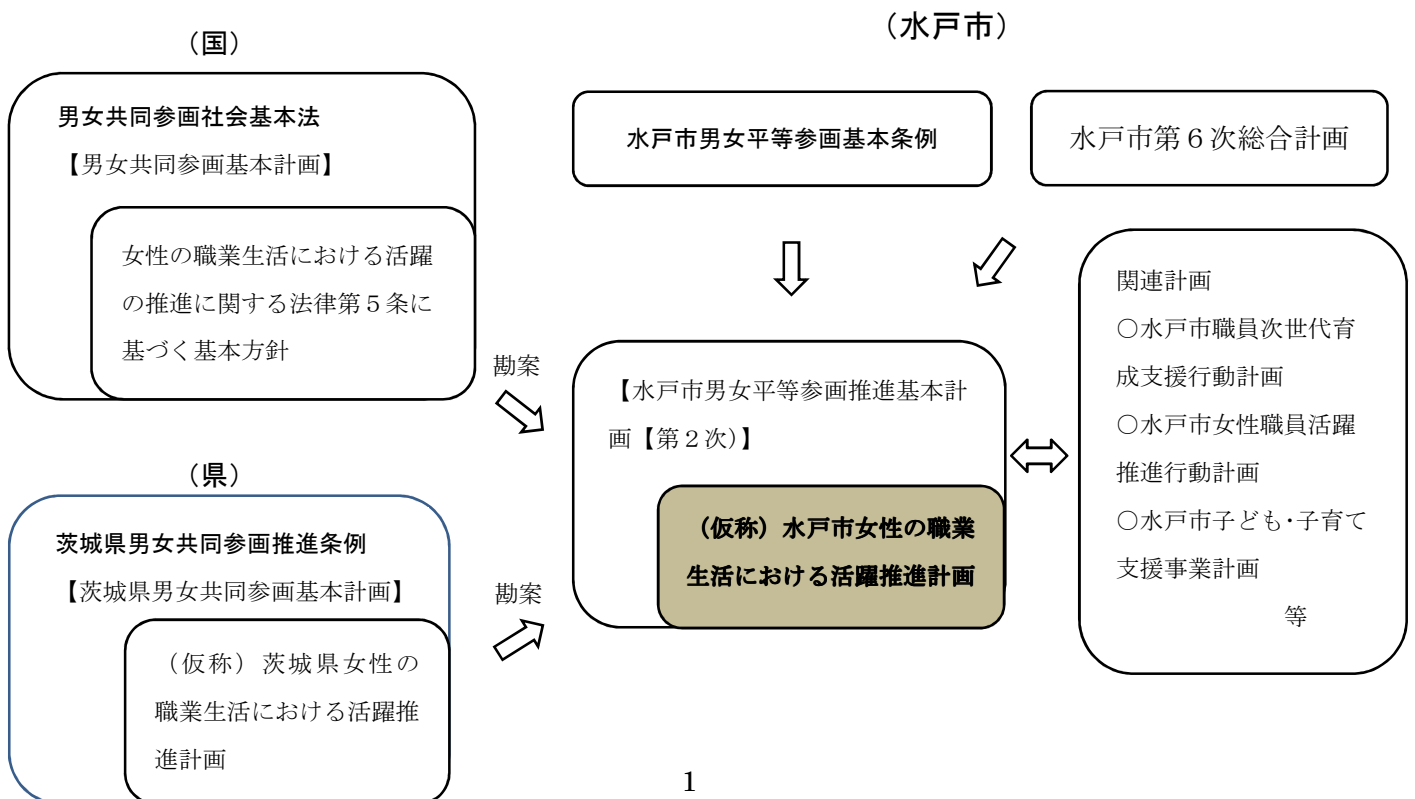
1 策定の趣旨

本市においては、男女平等参画による豊かで活力ある地域社会を築き上げることを目指し、水戸市男女平等参画基本条例に基づき、「水戸市男女平等参画推進基本計画（第2次）（以下「基本計画」という。）」を2014（平成26）年度に策定し、市民、事業者等と連携しながら、取組を推進してきたところです。

このような中、急速な人口減少局面を迎え、将来の労働力不足が懸念されるほか、グローバル化等に対応するため、人材の多様性を確保することが不可欠となっています。また、職業生活において女性が力を十分に発揮できているとはいえない現状もあることから、国においては、「我が国最大の潜在力」である女性の力を最大限に発揮していくことが緊急かつ重要な課題であるとして、「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が盛り込まれ、様々な取組が進められてきています。さらに、女性の活躍推進の取組を着実に前進させるため、2015（平成27）年9月に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、男女共同参画社会基本法の基本理念の通り、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、それにより、豊かで活力ある社会を実現することを目的としています。

このような社会情勢を踏まえ、本市においても、女性の活躍による活力ある社会の実現に向けて、迅速かつ重点的に施策を具体的に推進するため、「(仮称)水戸市女性の職業生活における活躍推進計画（以下「本推進計画」という。）」を策定するものです。

【図 本推進計画の位置付け】



2 本推進計画の基本的姿勢

女性の職業生活における活躍の推進に関しては、基本計画の基本方針2の基本施策に基づき、すでに様々な取組を進めているところです。

これらの取組を踏まえて、さらに「女性の職業生活における活躍推進」の視点から迅速かつ重点的に推進する計画とします。

基本計画 基本方針2 に掲げる

“生涯を通じて、いきいきとはたらくことができるまち” を目指します

(1) はたらく場における男女平等参画の推進

職業生活の場におけるはたらきについて、互いを尊重し役割を分担しあえる環境づくりを推進します。

[具体的な取組]

- ・ 職業生活の場において、採用、教育訓練、昇進など、男女の均等な雇用機会と待遇確保の促進をします。
- ・ 仕事と家庭を両立しやすい職場の雰囲気醸成するため、ハラスメント（嫌がらせ）の背景にもなる固定的な性別役割分担意識を改革する取組を進めます。
- ・ 事業主が主体的に取り組む機運を醸成するとともに、取組の義務化に向けた制度設計の検討を進めます。
- ・ 職業別の女性の就業率の状況に応じた、先進的な取組の導入を支援します。

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

誰もがやりがいや充実感を得ながら職業生活を送り、仕事上の責任を果たす一方で、子育て、介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持って、健康で豊かな生活を送ることができるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりを推進します。

[具体的な取組]

- ・ 企業・事業所が主体となった長時間労働の抑制、育児休業や介護休業の取得促進など、働き方に関する意識の改革の取組を推進します。
- ・ 企業・事業所における女性管理職の育成や男性の育児の促進、家庭と仕事の両立支援制度の導入など、職場環境の見直しの取組を促進します。

(3) 女性の就業支援

働きたいと希望する女性が、結婚、出産、育児、介護等にかかわらず、継続して就業できるよう、就業環境の整備を推進します。

[具体的な取組]

- ・ 企業・事業所の就業環境の整備を促進するとともに、育児、介護等の支援制度の充実を図ります。
- ・ やむを得ず離職した女性の再就職やキャリアアップ、起業への支援など、就業へのチャレンジを求める女性を支援する取組を進めます。

3 本推進計画の構成及び期間

(1) 構成

本市の現況, これまでの取組状況, 重点化を図る項目等を踏まえ, 目標指標(数値指標), 具体的な施策等を定めます。

(2) 期間

本推進計画の期間は, 基本計画の計画期間とあわせ, 2017(平成29)年度から2019(平成31)年度までの3か年とします。

4 策定の体制等

(1) 市民参加

① 水戸市男女平等参画推進委員会

市民, 事業者, 学識経験者等で構成する水戸市男女平等参画推進委員会を開催し, 計画内容等の審議を行います。

② 意見公募手続

広く市民の意見を計画に反映させるため, 意見公募を行います。

(2) 庁内組織

① 男女平等参画推進本部(市長, 副市長, 全部長)

推進本部は, 意見公募手続きにかかる本推進計画(素案)を決定するとともに, 本推進計画(案)に係る重要事項について審議し, 本推進計画を決定します。

② 男女平等参画推進連絡会議(市民協働部長, 関係課長)

連絡会議は, 本推進計画(素案)及び本推進計画(案)の策定作業を行います。

5 策定スケジュール

別紙のとおり(別紙1)